

現代人の食事時間は平均11分、噛む回数は620回だそうです。この数字は戦前の約半分、鎌倉時代に比べると3分の1以下だとか。日々の仕事で時間に追われ、「食べること」を大事にする気持ちが薄くなっている表れかもしれません。「いただきます」の感謝を忘れないように戒めたいものですね。

今回は、不景気だからこそ、特に経営者の皆様に考えていただきたいことを書いてみたいと思います。

#### その1 「経営理念」について

「経営理念」というとすごく固いイメージを持たれる方もいるかもしれません、優しく言えば「この会社は何のために存在しているのか。この経営をどういう目的で、またどのようなやり方で行っていくのか」という点についての基本の考え方ということになります。

事業経営においては、例えば、技術力も大事、販売力も大事、資金力も大事、また人も大事といったように企業経営にとって大事なものはたくさんありますが、根本となるのは、やはり「経営理念」ではないでしょうか。それが根底にあってこそ、人も技術も資金もはじめて真に生かされてくるのだと思います。経営発展のスタートは、この「経営理念」をもつところから始まるといつても過言ではないと思います。

だれでも、事業を始めたときには経営理念など思って商売はしないと思います。しかし、一生懸命やって商売が軌道に乗り始めると、気づいてみれば、そこには顧客がいる、仕入先がいる、従業員もいる。すると、「いい物を作らなくては。勉強しなくては。得意先を大事にしなくては。仕入先にも感謝しなくては。従業員を大事にしなくては。」という思いが出てきます。

そのような中で、経営者の皆様が、等しく思ったことがあるのではないでしょうか。それは、「何のためにこの事業を行うか」、「誰のために行うのか」「いかに行うか」ということです。それは経営者の人生観でもあるかもしれません。

今、不況期にあって、経営者の皆様は大変なご苦労をしています。そのような状況にあっても、経営者に与えられた使命があります。それは、どのような時代・状況にあっても、企業を発展させ続けなければならないという使命です。

経営者は、その経営体における主役であり、そこにおける一切の人、物、資金を動かす責任と権限を持っています。言い換えれば、それらの人、物、資金すべてに対して愛情と公平さ、また十分な配慮をもつて、それぞれが最も生かされるような経営をし、その経営体を発展させていく責務を負っているのです。そこには、確固たる信念が必要であり、それを具体化したものが「経営理念」ではないでしょうか。

その経営理念は、企業内において共有化されていなければなりません。経営者の思いを全員で共有することです。

間もなく事業承継を考えておられる経営者の方もおられるかも知れません。次世代経営者にもこの「経営理念」を引き継いでいってほしいと思います。

五十嵐

年末に開催されたお客様のイベントを2件ご紹介いたします！

秋葉醸味噌醸造 株式会社

みそづくり講習会に参加してきましたっ！！

12月17日(土) 15:00～



原料をこねこねこねこね…  
これがかなりのちから仕事。へとへとになりました（笑）



この日に作ったお味噌を食べられるのは、**今年の年末っ！！**  
これから1年間、自宅で保管します。

米沢の四季を使って、常温保存するんですって～  
1年後には、各家庭で違った味の味噌が出来ている…はず？



最後においしいお茶を頂いて、いろいろなお話を聞きました。  
お味噌作りの大変さが身にしみた2時間でした。



もちつき大会に参加してきましたっ！！

12月25日(日) 11:30～



たくさんの方がいらっしゃい、  
大盛況のイベント  
職員さんは、その分大忙し！



太田建設さんで、  
子ども用の杵をご準備下さい。  
小さなお子さんもおもちつきを  
初体験～♪





辺り一面真っ白な雪景色の時期に、  
一足早く、小さな春を満喫してきました

こちらは、『和風いちごパフェ』です。

甘~いいちごに、  
いちご色の白玉、  
いちごのアイスクリームに、  
いちごのソース、  
これでもかといちごが満喫できます（笑）



そして、なんと！自家製小豆がたっぷり！  
いちごに小豆？と不思議でしたが、これがベストマッチなおいしさでした♪

他にも、季節限定スイーツがあつて、目移りしてしまいます。  
皆さんも、春を、目で舌で、楽しみに行かれてはいかがでしょうか。



ちなみに、  
我々は、食事の方も、  
存分に楽しんで参りました♪



## 社労士がズバリ！職場のQ&A

### 【従業員がパートを含めて12人、就業規則は必要？】

**Q**

： 製造業で総務を担当しています。今春、人員を増強し従業員が8人から12人に増えました。従業員が10人以上の場合には就業規則を作る義務があるそうですが、正社員9人、パート3人の当社は作成が必要でしょうか？作成の手順やポイント、従業員や社外に対して必要な手続きはどのようなものでしょうか？

**A**

： 1つの事業所で常時10人以上の労働者（パート・アルバイト含む）を使用する場合には就業規則の作成義務があります。就業規則は賃金や労働時間などの規律を明らかにしたもので、義務ではありますが作成することで、労使双方が良い関係を築き会社の業績発展に寄与する効果があります。就業規則には、労働時間・休日休暇・賃金・退職など絶対に記載が必要な事項と、退職金や手当などルールがある場合に記載する事項があります。パートと正社員で待遇が違う場合にはそれぞれ就業規則を作る必要がありますが、現状12名の御社ではパートの労働条件等については雇用契約書に明記し、契約書に記載の無い部分は就業規則によるとする方法が簡便です。就業規則は使用者が作成し労働者代表の意見を聴き周知させ、所轄の労働基準監督署まで届け出ます。昨今、労働者への周知が重要視されているので徹底しましょう。



# 知っとこ！「税務のマメ知識」

## 【税金の納付が期限に遅れると・・・】

税金は納付期限に遅れると日数に応じて延滞税が課税されます。

原則として、法定納期限の翌日から完納する日が、2ヶ月以内については年「7.3%」と「前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い方、それ以降の部分については年14.6%の税率で課税されます。

また、状況によっては  
過少申告加算税、無申告加算税、重加算税といった税金が発生します。



過少申告加算税は、  
税務署の調査を受けた後で修正申告をした場合などに課税されます。  
金額は新たに納めることになった税金の10%相当額です。  
ただし、新たに納める税金が当初の申告納税額と50万円とのいずれか多い金額を超えていた場合、  
その超えていた部分については15%になります。

無申告加算税は、  
正当な理由なく期限後申告をした場合などにかかります。  
原則として納付すべき税額に対し50万円までは15%、50万円を超える部分は20%の税率で課税されます。インターネットビジネスなどによる課税逃れが多いことから、平成18年度税制改正で50万円を超える部分の税率が引き上げられています。

重加算税は、  
売上の除外や架空経費の計上など、意図的に事実を隠ぺいまたは仮装して申告した場合、過少申告加算税に加え追加納税額の35%が、また、申告をしなかった場合は無申告加算税に加え納税額の40%が課税されます。

## 【今月の教えてキーワード：総合診療医】

初期の診断をする医師、最初にかかる「かかりつけ医」のこと。  
特定の専門分野にとどまらず、問診によって患者の病名を特定するエキスパートとして医療界で注目されている。  
総合診療医が診断できなかった場合や、検査や手術が必要と判断した場合には病院に送るという流れである。  
個々の役割を明確にし、病院には入院医療・救急医療・手術などに医師や看護師を集中させるのが目的であり、

## 一倉定の経営心得

事業活動の本質

1-3 事業の成果

事業の成果はお客様から得られる。

日本経営合理化協会出版局「一倉定の経営心得」より

## (有)五十嵐会計事務所

〒992-0012 山形県米沢市金池3-2-40

電話 : 0238-22-2776

FAX : 0238-22-2779

HP : <http://e-iao.co.jp/>

Mail : [cpa-iga@jan.ne.jp](mailto:cpa-iga@jan.ne.jp)